

川口市立高等学校附属中学校 令和8年度研修旅行仕様書

1 業務の名称

川口市立高等学校附属中学校 令和8年度研修旅行の企画提案及び実施業務

2 業務の期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 業務の概要

- (1) 旅行中の全体計画（行程表を含む）の企画立案と実施（添乗を含む）
- (2) 旅行中の宿泊施設、移動手段及び訪問施設等の確保
- (3) 体験学習プログラム等の企画、現地での運営体制の確保及び運営サポート
- (4) 研修旅行に係る危機管理全般、トラブル等への対応・処理及び相談
- (5) 事業全般の実施に係る諸手続及び精算業務等
- (6) 教職員及び生徒、保護者等への事前説明及び各種資料の作成・提供
- (7) 実施期間中の参加者の一般的な安全確保及び健康管理

4 業務の条件

- (1) 対象年次
令和8年度 中学3年生生徒
- (2) 旅行期日
令和9年1月13日（水）から1月15日（金）の期間
- (3) 旅行日数
2泊3日（全ホテル泊）とする。
- (4) 目的地
長崎を中心とした北九州方面
- (5) 予定人数
86人（生徒79人、引率教員7人）※予定
- (6) 費用
業務の遂行に必要な適正額とし、10万円以内とする。但し、保護者負担の軽減に十分配慮すること。
なお、費用には、交通費（航空機燃料）、宿泊費、食事代、施設見学料や保険料、人件費などの諸費用及び消費税等、研修旅行に係るすべての経費を含めた額として計上すること。
ただし、個別体験学習に係る費用に限り旅行費用とは別途徴収としても差し支えない。

5 企画全般について

次に掲げる全ての事項が達成できる企画とすること。

- (1) 本校の研修旅行の目的である、生徒相互の親睦の深化、長崎における平和学習の実施、および長崎等九州地方・独自の歴史・文化等を学ぶことができる体験学習が実現できること。
- (2) クラス別行動、班別行動、学習テーマ別行動等の多様なコース別学習ができること。
- (3) 平和学習を行程内に行うことが望ましい。
- (4) 宿泊の際、宿内もしくは宿外での体験学習・鑑賞教室等が実現できること。複数の体験から生徒が選択できるものであると更によい。
- (5) 上記仕様以外に、業者独自の付加価値・サービスを提案すること。

6 宿泊施設（ホテル）について

- (1) 原則として旅行者全員の同宿が可能である宿泊施設とすること。また、他校との同宿は避けること。
- (2) 安全、衛生等が十分に確保され、学校教育旅行における宿泊施設としての適切な環境の確保に十分配慮された施設であること。
- (3) 消防法や建築基準法などの法令等に基づく防火安全基準に適合しており、**適**マーク（金）の交付を受けていること。
- (4) A E D（自動体外式除細動器）を備え、緊急時に使用できる状態であること。
- (5) 宿泊施設は、生徒や保護者が十分に満足できる、魅力的で可能な限りグレードの高い宿泊施設を提案すること。
- (6) 一般客との同宿によるトラブル等を避けるため、原則として一館一校による占有が望ましい。占有が不可能であり、やむを得ず一般客と同日利用となる場合には、棟やフロア等で動線及び居室等を明確に区分できる施設を選定すること。
- (7) 男女で棟やフロア等を明確に区分するとともに、生徒が使用する全てのフロアに複数の教員の居室を確保すること。
- (8) 居室は安全と健康に配慮されたものとし、疲労回復等のための十分な広さと空調設備及び宿泊人数分の寝具を確保すること。
また、各室に宿泊人数分のアメニティ（フェイスタオル、バスタオル、ボディソープ、シャンプー、リンス、歯ブラシ等）の対応もでき、1台以上のドライヤーを備え付けてあることが望ましい。その場合、宿泊料に含まれていること。更に、各部屋にバス、トイレがついていること。
- (9) 居室内の冷蔵庫、電話、テレビ、ビデオ等の機器については使用を制限することが可能であること。
- (10) 禁煙フロア及び居室であることが望ましいが、困難である場合はタバコの臭いが残っていないよう、必ず事前処理をすること。
- (11) タバコ、酒類の自動販売機、遊戯施設及びエレベーターについては、使用制限することが

可能であること。

- (12) 食事は1泊2食（朝、夕）付きとし、栄養のバランス、調理方法、衛生面の配慮がなされて、変化に富んだものであり、食欲旺盛な中学生の食事として満足できる十分な質と量を確保すること。

更に、食物アレルギーや宗教上の制約を持つ生徒等に対応した個別メニューの提供が可能であること。

- (13) 食事会場はワンフロア（1室）で全員が一齐にとれ、食事会場を含め旅行者全員が集合可能な場所を確保できることが望ましい。

また、ホテル滞在期間中の1食は、生徒が部屋食を経験できると更によい。

施設設備の状況や他の宿泊客等の状況などを踏まえ、会場の分散や人数制限による分割などの対応を要する場合は、十分な食事時間の確保を最優先した対応とすること。

- (14) 大型バスの駐車場を完備し、駐車場からホテルまでの移動に係る安全性と利便性が十分に確保されていること。但し、下車完了後に帰庫することは差し支えない。

- (15) 保健室として別途1室（体調不良者用と発熱者用を区別して男女各1室）の準備が可能であること。

- (16) 生徒が利用する各居室の利用人数は、当該施設が設定する利用人数以下での利用とした上で、可能な限り少人数での利用が可能となるよう配慮すること。

また、引率教職員が利用する各居室の利用人数は、引率責任者・保健責任者については1名、その他の教職員については2名以下とすること。

- (17) 企画提案時に施設周辺の地図、施設の平面図及び想定される居室利用計画案を添付すること。特に、他校や一般客が同日利用することが想定される場合は、他校や一般客の居室利用計画等についても明示すること。

7 交通機関について

- (1) 新幹線

東京駅からの往路復路とも分乗でないことが望ましい。往路の便については、生徒が自宅（川口市）から東京駅に集合可能な時間帯に運行する便を確保すること。

また、復路の便については、最終日における現地での活動時間を十分確保することを踏まえた上で、東京駅での解散後、中学生の移動時刻として適切な時刻に帰宅することができる便を確保すること。

- (2) 貸切バス

- ① 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有する業者のバスであること。
- ② 荷物用のトランクを有し、55名が乗車できる大型バスをクラス数分（2台）確保すること。
- ③ 有料道路代金、駐車料金、バス乗務員経費を旅行費用に含めること。
- ④ バスガイドの添乗は、学校としては特に規定しない。各提案者の判断によりバスガイド

添乗の可否を決定すること。

(3) 航空機

集合及び解散の起点となる空港と滞在地直近の空港間は直行便の航空機を確保すること。なお、集合及び解散の起点は羽田空港または成田空港のいずれかとする。

また、荒天等の理由で、便に欠航が発生した際の緊急時の考えられる対応策を示すと共に別案(別便や別手段)での運航する便を確保すること。

(4) タクシー

班別自由行動の実施に伴い、タクシーを利用する場合は、運賃を旅行費用に含めることが望ましい。旅行費用に含まない場合は「自己負担」と明記し、その旨を説明すること。

8 各種保険の加入について

- (1) 荒天等による新幹線及び航空機の運休や行程の変更などに対応可能な旅行保険に加入すること。特に延泊については最大2泊まで対応することとし、緊急時の保護者や教職員の現地派遣にも対応可能なものとする。
- (2) 全行程における事故や怪我等に対応する傷害保険（救援者費用を含む）及び施設設備等の汚損・破損等に対応する損害保険に加入すること。
- (3) 上記保険の加入に係る経費は旅行費用に含むこと。

9 その他の条件について

- (1) 大型の荷物は事前に学校で集荷し、現地到着日時に合わせて現地で受け取れるように配送すること。または宿泊施設に合わせて、現地で受け取れることも可能とすること
旅行最終日に現地で荷物を集荷し、現地から各旅行者の指定する場所に荷物を配送すること。なお、配送に係る費用は旅行費用に含めること。
- (2) 企画料金及び手数料等は旅行費用に含めること。